

公表年月日	令和8年1月16日
業種等	飲食店営業
施設の名称及び 営業者氏名等	お好焼 とんぼ 有限会社田中三郎商店 代表取締役 田中 美和
所在地	東京都江東区東陽三丁目26番6号 田中ビル1階
主な適用条項	食品衛生法(食品衛生法等の一部を改正する法律(平成30年法律第46号)第2条の規定による改正前の食品衛生法(昭和22年法律第233号)。以下「法」という。)第6条第3号の規定に違反するので、法第55条を適用 ※食品衛生法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和元年政令第123号)附則第2条の規定により、なお従前の例により当該営業を行うことができるとされた者であることから、当該営業者に対する不利益処分については、この法を適用する。
行政処分を行った理由	食中毒の発生
行政処分等の内容	営業停止4日間(令和8年1月16日から令和8年1月19日まで)
病因物質	ノロウイルス
患者数	3名
備考	原因食品:令和7年12月30日に調理、提供した食事 法人番号:1010602020229